慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法二〇四〕融通手形の取得と悪意の抗弁(松江地裁浜田支部昭和四九年三月二〇日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichiro) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1980
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.53, No.10 (1980. 10) ,p.67- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19801015-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

(商法 融 通手形 の 取 得 と悪意の抗 弁

判例時報七四二号一○○頁(松江地裁浜田支部昭和四九年三月二○日判決)

する人的抗弁をもつて対抗できる。を知りながら手形を取得した者に対しては、融通者は被融通者に対を知りながら手形を取得した者に対しては、融通者は被融通者に対

(判示事項)

〔参照条文〕

手形法一七条。

事実

機関より融資をえられ次第手形金を返済し、右各手形の振出人にはり切ることとし、一方、A会社は、信用保証協会の保証をえて金融復面金二五〇万円の約束手形を振り出してA会社に貸与し、A会社役および監査役ならびにX会社等取引会社の代表者計六名が、各自め、右危機を乗り切るための緊急策として、Yを含む右会社の取締訴外A会社は資金計画が行きづまり、倒産の危機状態となつたた

によって買戻されたものとおもわれる)ので、本件訴を提起した。 とようて買戻されたものとおもわれる)ので、本件訴を提起した。 とようて買戻されたものとおもわれる)ので、本件訴を提起した。 とようて買戻されたものとおもわれる)ので、本件訴を提起した。 とは割引を拒絶されたため、Bがこれを会社が、Y振出・受取人欄白地の本件手形一通を手許に留保し、A会社が、Y振出・受取人欄白地の本件手形一通を手許に留保し、A会社が、Y振出・受取人欄白地の本件手形をBから交付を受けた。Dは、右申し述べて残りの四通の約束手形をBから交付を受けた。Dは、右申し述べて残りの四通の約束手形をBから交付を受けた。Dは、右中し述べて残りの四通の約束手形をBから交付を受けた。Dは、右中し述べて残りの四通の約束手形をBから交付を受けた。Dは、右中し述べて残りの四通の約束手形をBから交付を受けた。Dは、右中し述べて残りのところ、X会社に対する債務の返済にあてる」旨申し述べ、Fはこれを決定した。 下は、A会社に対する債務の返済にあてる」旨申し述べ、Fはこれを決定した。 では、A会社に対する債務の返済にあてる」旨申し述べ、Fはこれを決定した。 では、A会社に対する債務の返済にあてる」目申し述べ、Fはこれを決定した。 では、A会社に対する債務の返済にあてる」目申し述べ、Fはこれを決定とれば、Bによって関係した。 では、A会社の大きを構充した。 では、A会社の大きな、A会社の大きな、Aのといる、Aのといる。 では、Aのといる。 を

研究

判旨

Xの請求棄却。

務はないというべきである。 対抗しうるものというべく、従つてYはXに対し本件手形の支払義 通者たるA会社に対する人的抗弁をもつて、悪意の転得者たるYは被融 通者たるA会社に対する人的抗弁をもつて、悪意の転得者たるYは被融 がしりるものというべく、従つてYはXに対し本件手形の支払義 のため取得したものといわざるを得ないから、融通者たるYは被融 がしりるものというべきである。

なるわけである。

張は失当である。」 異り、前記のとおり特段の事情の存する場合であるから、Xの右主第三者が単に融通手形であることを知つて手形を割引いた場合とは に止り第三者であるXに対抗することはできないというが、本件は

Xは融通手形の抗弁は被融通者であるA会社に対して主張しうる

いてA会社のため資金を獲得することを提議して これ を 預りながは本件手形を振出した事情、特約等を熟知し、かつ本件手形を割引「かりに然らずとしても、前記認定のとおりX会社代表取締役D

し、権利の濫用にあたり許されないものといわざるを得ない。」であつて、XのYに対する本件手形金の請求は信義誠実の原則に反れを割引いてXのため使用し、不渡となるや本訴提起に及んだものら、ほしいままにA会社のXに対する債務の決済のため取得し、こ

(研 究)

融通手形においては、

融通者たる手形債務者は、被融通者からの

ということが、融通契約当事者間の人的抗弁事由と解されることにいかえれば、それが、融通契約にもとづいて交付されたものであるの一種としてとらえることが一般的におこなわれている。このようの一種としてとらえることが一般的におこなわれている。このようの一種としてとらえることを「融通手形の抗弁」とよび、人的抗弁手形金請求に対しては、それが融通手形であることをもつて抗弁す

はないかという問題を生ずる。ところで、融通手形が割り引かれ、実際に融通目的が達成される場合が多い。この場合に、もし融通手形であることを知つてなされいう人的抗弁に含まれるものであり、かつ融通契約それ自体が抗弁いるあるものとすれば、手形法一七条但書のいわゆる悪意の抗弁によつて割引人は融通者に対して手形金の請求ができなくなるのでによつて割引人は融通者に対して手形金の請求ができなくなるのでによって割引人は融通者に対して手形金の請求ができなくなるのでによって割引人に融通者に対している。

に、融通者が割引人に対して悪意の抗弁を主張することを認めるこよつて被融通者に信用を供与しているものであるから、 右の 場合もともと、融通者は、割引人に対して手形債務を負担することに

二頁、田中誠・手形小切手法詳論上巻二五二頁、高鳥・手形法小切手法一五昭和三四年七月一四日民集一三巻七号九七八頁、伊沢・手形法小切手法二一めるところである(大判昭和二年四月二一日新聞二八三三号一七頁、最判とはできない。この結論自体については、判例・学説が一致して認

問題はその理由づけであるが、多数説は、融通契約の存在自体を ちえられていることになる の立場によれば、結局、融通手形の抗弁は融通者・被融通者間で主 とのない「生来的人的抗弁」としてとらえるもののようである。こ とのない「生来的人的抗弁」としてとらえるもののようである。こ とのない「生来的人的抗弁」としてとらえるもののようである。こ の立場によれば、結局、融通手形の抗弁は融通者・被融通者間で主 の立場によれば、結局、融通手形の抗弁は融通者・被融通者間で主 の立場によれば、結局、融通手形の抗弁とは別種の特殊な抗弁としてと とのない「生来的人的抗弁」とよばれるだけであつて、手形 の立場によれば、結局、融通手形の放弃は、融通契約の存在自体を によっているとになる

ころにあることを根拠とするものであろうから、すでに実質的な融が、手形を割り引く者すべてに対してはならないという事情が生じていることを知りながら手形を取得した者や、あるいは、融通手形の抗弁を生来的人的抗弁としちないであろう。なぜなら、融通手形の抗弁を生来的人的抗弁としちないであろう。なぜなら、融通手形の抗弁を生来的人的抗弁としてとらえるということは、融通者の手形振出における実質的な意思ない。手形を割り引く者すべてに対して手形を取りながら手形を取立場にあつても、すでに融通契約当事者間で手形を取らに利用立場にあっても、すでに実質的な融が、手形を割り引く者すべてに対していることを根拠とするものであろうから、すでに実質的な融が、手形を割り引く者すべてに対している。

ないからである。りながら手形を取得する者については、これを保護すべきいわれはれていること、または、実質的な融通目的に反するということを知

融通手形の抗弁を生来的人的抗弁としてとらえる多数説の立場では、右の場合の取得者に対して、融通手形の振出人はいわゆる一般悪意の抗弁をもつて対抗しうるものとされている(大隅・法律時報三忠には、以下のような問題点があるものと考えられる。 すなわち、秘通手形の抗弁を生来的人的抗弁としてとらえた上で、特別な事情がある場合に一般条項としての一般悪意の抗弁を認めるというを、それは、一方において、融通手形振出人の実質的意思を、手形ち、それは、一方において、融通手形振出人の実質的意思を、手形ち、それは、一方において、融通手形振出人の実質的意思を、手形ち、それは、一方において、融通手形振出人の実質的意思を、手形ち、それは、一方において、融通手形の振出人の実質的意思を、手形ち、それは、一方において、融通手形の抗弁を自力としてはいかなる事情があろうとも債務を負担するというところにあるもの抗弁をもつて対抗される取得者の要件を不明確化することになるという点である。

通目的が消滅したことすなわちそのような意思が当事者間で撤回さ

原因関係においてなんら欠けるところはない。融通手形においてたなつている。したがつて、融通手形にあつては、融通者に対する信用供与という経済的行為が、手形行為の原因関係ら抗弁事由ではない。すなわち、融通手形にあつては、融通者の被とれた手形が融通手形であるということは、それ自体としてはなんされた手形が融通手形であるということは、それ自体としてはなんされた手形が融通手形であるということである。 しかる。そして、そのような定型化の根拠となつているのは、融通手形る。そして、そのような定型化の根拠となつているのは、融通手形

配通目的の達成不能による原因関係の不存在ということである。 かりに融通手形として振り出された場合であつても、満期前に被かりに融通手形として振り出された場合であつても、満期前に被配通者が融通者に手形資金を供給していたときは、被融通者は融通をは対して手形金の請求をすることが認められるべきであろう。こ者に対して手形金の請求をすることが認められるべきである。

必要であつたものといわなければならない。

これに対して、融通目的が達成不能となり、当事者間の与信行為が引人からの請求に対して、融通者はなんの抗弁事由をも有しない。このように解した場合には、融通者の信用供与があるかぎり、割

る。 であるか否かを要件として定められるべき もの で あれたいうことになる。要するに、融通手形の取者得が融通者からは、手形法一七条但書によつて抗弁制限の保護を受けることができないということになる。要するに、融通手形の取者得が融通者からないということになる。要するに、 この 点 につき悪意である取得者撤回され、原因関係が消滅するに至つたときは、 そのことが被融通

の者によつて取得されたといわんがためには、その旨の事実認定が同会社の代表取締役Dが自分の力で割引く旨申し述べてBから交付同会社の代表取締役Dが自分の力で割引く旨申し述べてBから交付にあるが、これが融通目的達成不能後に、その事実につき悪意とびX会社に対して、それぞれ債務の弁済のために交付されているよびX会社に対して、それぞれ債務の弁済のために交付されているよびX会社に対して、それぞれ債務の弁済のために交付されているとび、会社の代表取締役Dが自分の力で割引く旨申し述べてBから交付によると、所持人X会社が本件手形を取得したのは、これを本件で見ると、所持人X会社が本件手形を取得したのは、これを本件で見ると、所持人X会社が本件手形を取得したのは、

行為は撤回されており、結局原因関係が消滅するに至つているから対して請求するというときは、その時点で融通目的は消滅し、与信が、実は、被融通者自身が満期まで手形を所持し、これを融通者に

直接当事者間では権利行使が認められないことは当然である

七七頁)。この場合悪意の抗弁との相違は、Dがその手形取得時に対抗しうることになる (最判昭和四五年七月一六日民集二四巻七号一〇

らAへの融通手形振出の目的も達成不能になつたものと考えれば、五日民集二二巻一三号三五四八頁)。一方、このような場合には、Yか

いわゆる二重無権の抗弁として、YはAに対する抗弁をもつてXに

関係でいわゆる後者の抗弁にあたるものとしてとらえれば、最高裁

はこの場合に権利濫用の抗弁を認めている(最判昭和四三年一二月二

おいては抗弁事由につき悪意ではなかつた点にある。

倉沢 康一郎